

東京都地域がん登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、都内におけるがん患者に係る情報を登録し、がんの罹患率及び生存率の推計等を行うことにより、東京都におけるがんの実態を把握し、がん対策の評価及びその推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業は、医療機関及び区市町村の協力を得て、東京都（以下「都」という。）が実施する。

(事業の実施)

第3条 都は、地域がん登録室（以下「登録室」という。）を設置し、次の業務を実施する。

- (1) がん対策に必要な情報の収集
- (2) 収集した情報の登録及び管理
- (3) 収集した情報の集計及び解析
- (4) その他事業の推進に必要な事項

2 登録室は、東京都立駒込病院内に設置する。

(対象疾患)

第4条 登録の対象は、都の区域内に住所を有する者（以下「都民」という。）が医療機関で診断された次の疾患とする。

- (1) 上皮内がんを含む全悪性新生物
- (2) 頭蓋内の良性腫瘍

(情報の収集)

第5条 登録室は、次の各号に掲げる手順により、都民であるがん患者の罹患情報、人口動態調査死亡票及びがん患者の生存情報を収集する。

(1) がん患者罹患情報の届出

医療機関は、前条に規定する疾患を診断したときは、別に定めるところにより、悪性新生物患者届出票（以下「届出票」という。）を、登録室に届け出る。

(2) 人口動態調査死亡票の提出

ア 特別区又は保健所政令市が設置する保健所は、別に定めるところにより、管轄区域における人口動態調査死亡票（人口動態調査令施行規則（昭和23年厚生省令第6号）第6条に定める様式第2号をいう。）の写し（以下「死亡小票」という。）を、登録室に提出する。

イ 都保健所は、別に定めるところにより、管轄区域の市町村から提出された死亡小票を、登録室に提出する。

(3) 遡り調査

登録室は、死亡小票により把握したがん患者であって医療機関から(1)の規定による届出が行われていない者について、死亡診断した医療機関に対し罹患情報の届出を依頼する。

(4) 生存確認調査

登録室は、別に定めるところにより、一定の期間が経過した時点において死亡情報を得ていないがん患者を抽出し、区市町村の協力を得て、住民票照会等により当該がん患者に係る生死の状況を確認する。

(情報の登録)

第6条 登録室は、前条の規定に基づき情報を取得したときは、内容を確認し、所要事項を登録する。

(集計及び解析)

第7条 登録室は、前条の規定に基づき登録した情報について、必要な集計、解析を行う。

(結果の公表)

第8条 都は、前条の規定に基づき集計、解析した結果を公表する。

(情報の提供)

第9条 都は、別に定める要件に該当し、特に必要と認められる場合には、本事業で得た情報を提供することができる。

2 提供方法等、その手続については、別に定める。

(秘密の保持)

第10条 本業務に従事する職員又はこれらの職にあった者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(保存期間)

第11条 届出票等の保存期間は、次のとおりとする。

(1) 届出票 5年

(2) 統計法その他関係法令等の規定により利用期間に定めのある帳票等(登録した電子媒体を含む。)当該法令等で認められた利用期間

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。